二　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る恒久的施設等計算書類（令第百五十五条の十六第一項第二号に掲げる恒久的施設等にあつては同号イ又はロの個別財務諸表（当該恒久的施設等につき同条第十一項の規定の適用がある場合には同項各号に定める個別財務諸表）をいい、同条第一項第三号に掲げる恒久的施設等にあつては同号の規定により同号に定める金額を計算することとした場合に作成されることとなる個別財務諸表をいう。第三項において同じ。）に記載された特定費用の額

2　令第百五十五条の五十九第二項第一号に規定する財務省令で定める資産は、現金及び現金同等物とする。

3　令第百五十五条の五十九第二項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、構成会社等の各対象会計年度に係る特定計算書類（恒久的施設等の有形資産（同号に規定する有形資産をいう。以下この項において同じ。）の額を計算する場合にあつては、当該恒久的施設等の恒久的施設等計算書類）の作成の基礎となる当該構成会社等が有する有形資産の当該対象会計年度開始の時の帳簿価額（当該開始の時において当該有形資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の帳簿価額（当該終了の時において当該有形資産を有しない場合には、零）の平均額とする。

4　令第百五十五条の五十九第五項第三号に規定する財務省令で定める構成会社等は、次の各号に掲げる構成会社等の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　次号に掲げる構成会社等以外の構成会社等　当該構成会社等のうち各種投資会社等又は導管会社等に該当するもの

二　恒久的施設等である構成会社等　当該構成会社等のうち各種投資会社等の恒久的施設等に該当するもの

5　法第八十二条の十一第三項第一号に規定する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行されたと国際的に認められる日として財務省令で定める日は、令和五年十二月三十一日とする。

第二款　申告

（国際最低課税残余額確定申告書の記載事項）

第三十八条の五十一　法第八十二条の十四第一項第三号（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（国際最低課税残余額確定申告書の添付書類）

第三十八条の五十二　法第八十二条の十四第三項（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（第三十八条の四十七第一項（国際最低課税額確定申告書の添付書類）に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の内国法人の属する特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表

二　当該対象会計年度の前号の内国法人の第三十八条の五十第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する個別財務諸表

三　前号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）又は第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書に前項各号に掲げる書類の添付があつた場合には、当該内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の十四第一項の規定による申告書に当該書類（その添付があつたものに限る。）の添付があつたものとみなす。

（電子情報処理組織による申告）

第三十八条の五十三　第三十八条の四十八第一項（電子情報処理組織による申告）の規定は法第八十二条の十五第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続について、第三十八条の四十八第二項の規定は法第八十二条の十五第一項に規定する財務省令で定める方法について、第三十八条の四十八第三項及び第六項の規定は当該内国法人が法第八十二条の十五第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供について、第三十八条の四十八第四項の規定は法第八十二条の十五第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体について、第三十八条の四十八第五項の規定は申告書記載事項又は添付書類記載事項の送信又は提出に関するファイル形式について、同条第七項の規定は電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目について、それぞれ準用する。